

総

務



基本研修第1部



基本研修第2部（産業遺産研修）

総務

1 市庁舎

(1) 本庁舎

所在地	一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234	敷地面積	2万546.33㎡
沿革	昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁 令和2年3月26日消防防災合同庁舎完成	駐車場	収容台数約206台（来客用及び大型バス2台分含む）
		(本庁舎)	
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建
		建築面積	3,607.48㎡
		延床面積	1万5,235.94㎡
		建物の高さ	36.4m
		建設事業費	30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）
		(消防防災合同庁舎)	
		構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造地上6階建
		建築面積	2,122.82㎡
		延床面積	8,085.00㎡ (訓練棟・土のう置場含む)
		建物の高さ	27.2m
		建設事業費	56億3,289万円

(2) 支所庁舎

区分	上部支所	川東支所	別子山支所
所在地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲347番地の1 ☎64-2011
敷地面積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	821.54㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	(827.23㎡の内) 196.23㎡使用
建築年月日	昭和55年3月29日（新築）	昭和54年3月25日（新築） 昭和61年2月12日（増築）	昭和59年度（新築） 令和2年11月30日（増築）
建設事業費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 6,426万円 —

(3) 本庁舎及び消防防災合同庁舎案内図

本庁舎

議場傍聴席

消防防災合同庁舎

6階
(議事堂)

5階

4階

3階

2階

1階

地階

議場傍聴席																					
議事課	議事局	議事録室	議事録室	議事資料室	議員応接室1・2	議員控室	正副議長応接室	正副議長室	議員全員協議会室	委員室1・2・3・4	議事場	消防防災合同庁舎									
ICT戦略課	企画課	選挙管理委員会	選挙事務局	農業委員会	農務局	監査委員室	監査委員室	教育課	・人権教育課 ・学校教育課 ・社会教育課	事務局	教育委員会	市民環境部	・スポーツ振興課 ・文化振興課	文化スポーツ局	企画部	市民環境部	災害対策本部室				
建築指導課	建築住宅課	用地課	道路課	国土調査課	都市計画課	建設部	土地開発公社	面談コーナー	観光課	・地域交通課 ・産業振興課 ・農林水産課	・農地整備課 ・農地課	・経済部 ・契約課	総務部	連絡通路	・河川水路課 ・建設部	・下水道課 ・施設管理課	・水道課 ・企画課	上下水道局			
記者クラブ	・別子銅山文化遺産課 ・シティプロモーション推進課	・財政課	・政策研究課	・総合政策課	・秘書課	企画部	副市長室	副市長室	市長室	行政資料室	・総務課 ・人事課	総務部	連絡通路	・予防防務課	・消防防務課	消防本部					
・総務部 ・市史編さん室	連絡通路	・資産課	・市民課	・収入課	・管財課	総務部	・地域包括支援センター	福祉課	・健康政策課	福祉部	消費生活センター	市民相談コーナー	法務局窓口	・環境衛生課 ・環境対策課	・環境衛生課	・カーボンニュートラル推進室	環境エネルギー局	・男女参画・市民相談課 ・地域コミュニケーション課	市民環境部	防災センター	北消防署
・市民環境課	市民環境部	おくやみコーナー	東案内	総合案内	授乳室	キッズコーナー	・子育て支援課	・こども保育課	こども局	・生活福祉課 ・生活福祉課	・地域福祉課 ・介護福祉課	福祉部	出納室	伊予銀行新居浜市役所出張所	防災センター	北消防署					
		(休日・夜間受付)		宿直警備室				売店													

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(4.3.31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	27,915	185	23,572	23,757	
	その他の 行政機関	(消 防) 施 設	13,527	27	9,412	9,439
		そ の 他 の 施 設	525,877	28	36,532	36,560
	公 共 用 財 産	学 校	470,641	1,410	165,310	166,720
		公 営 住 宅	227,456	6,014	123,887	129,901
		公 園	880,820	2,573	5,776	8,349
		そ の 他 の 施 設	1,074,224	5,757	105,244	111,001
小 計		3,220,460	15,994	469,733	485,727	
普通財産	山 林	48,117,074	188	30	218	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	301,957	5,341	24,033	29,374	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	41,877	0	0	0	
	小 計	48,460,908	5,529	24,063	29,592	
合 計		51,681,368	21,523	493,796	515,319	

(2) 物 権

(4.3.31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,043
借 地 権	191,446
無 償 借 地 権	100,620
合 計	361,109

(3) 有価証券

(4.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	131,800

(4) 出資による権利

(4.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
全 国 漁 業 信 用 基 金 協 会	2,100
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	2,512
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,618
(公財) え ひ め 海 づ くり 基 金	13,472
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
(一財) 日 本 立 地 セ ン タ ー テ ク ノ ポ リ ス 債 務 保 証 基 金	3,135
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
(一財) 愛 媛 県 廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー	547
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 振 興 機 構	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
(公財) 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	593,660

(5) 基金 (4.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	30,721
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,696
青 野 記 念 奨 学 基 金	71,778
し ら う め 入 学 準 備 金 貸 付 基 金	52,181
財 政 調 整 基 金	3,154,333
体 育 施 設 建 設 基 金	697,964
平 尾 墓 園 管 理 基 金	73,015
文 化 振 興 基 金	823,466
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	9,312
減 債 基 金	1,643,400
図 書 館 図 書 整 備 基 金	36,054
地 域 福 祉 基 金	282,232
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	2,625
国 際 交 流 基 金	25,419
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,271
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 対 策 基 金	10,053
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	190,416
介 護 給 付 費 準 備 基 金	847,929
浮 川 健 康 づ くり 基 金	51,063
公 共 施 設 整 備 基 金	1,212,330
別 子 山 振 興 基 金	277,537
災 害 対 策 基 金	139,133
こ ど も 夢 未 来 基 金	50,263
合 併 振 興 基 金	1,429,072
あ か が ね 基 金	111,326
環 境 保 全 基 金	88,468
も の づ くり 産 業 振 興 基 金	101,819
美 術 品 購 入 基 金	112,580
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	30,888
合 計	11,665,344

(債権額等含む)

財政調整基金	令和4年5月31日	1,400,000千円	取崩し
平尾墓園管理基金	令和4年5月31日	7,821千円	取崩し
地域福祉基金	令和4年5月31日	33,799千円	取崩し
国際交流基金	令和4年5月31日	3,000千円	取崩し
ふるさと・水と土保全対策基金	令和4年5月31日	40千円	取崩し
国民健康保険財政調整基金	令和4年5月31日	84,937千円	取崩し
公共施設整備基金	令和4年5月31日	128,437千円	取崩し
別子山振興基金	令和4年5月31日	18,480千円	取崩し
こども夢未来基金	令和4年5月31日	2,230千円	取崩し
合併振興基金	令和4年5月31日	81,505千円	取崩し
あかがね基金	令和4年5月31日	22,678千円	取崩し
環境保全基金	令和4年5月31日	20,811千円	取崩し
森林環境譲与税基金	令和4年5月31日	811千円	取崩し

3 債 権 管 理

平成5年以降の地方分権改革により国から地方、県から市への権限移譲や地方に対する規制緩和が進められ、地方公共団体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためには、相応の財源が必要であり、少子・超高齢化が進展している現在、これまで以上に経費の節減と市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理と未収債権の効果・効率的な回収の取組を検討し実施する。

(1) 新居浜市債権管理条例

債権管理の基本は法令遵守にあり、地方自治法その他関係法令や平成27年9月に「市民負担の公平性及び財政の健全性」の確保を目的に制定した「新居浜市債権管理条例」の規定に基づき、市の債権管理の一層の適正化を図る。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正かつ計画的な管理と効果・効率的な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収を推進し、市財政の健全化及び市民負担の公平性を確保することにより公平・公正な市政運営を図る。

(3) 強制徴収公債権の滞納整理

税外債権で、法令の定めにより地方税法の滞納処分例により強制徴収できる債権(自力執行権のある公債権)は、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう債権管理担当課が支援・助言を行っている。

(4) 非強制徴収公債権及び私債権の滞納整理

本市自ら強制徴収ができない公債権(自力執行権のない公債権)及び私債権のうち、滞納額及び件数の多い債権を重点滞納債権に指定し、債権管理担当課と債権所管課で連携しつつ、法的措置も視野に入れ、未収債権の回収を進める。

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度	令和元	2	3
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数	313	327 (1)	267
		金 額	5,241,085 (83,542)	6,050,532 (949,300)	4,244,037 (720,720)
	市 外 業 者	件 数	40 (4)	28	28 (1)
		金 額	1,158,446 (159,393)	821,665	2,625,625 (1,734,480)
	小 計	件 数	353 (4)	355 (1)	295 (1)
		金 額	6,399,531 (242,935)	6,872,197 (949,300)	6,869,662 (2,455,200)
物 品 購 入 契 約		件 数	3,520	3,402	2,905
		金 額	504,417	812,779	423,919

注1：()内件数は共同企業体

注2：()内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：工事請負契約は、上下水道局(水道局)及び港務局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(4.4.1 現在)

税目	区 分 ・ 税 率 等		納税義務者		
個人 市民税	均等割	定額 3,500円	58,178人		
	所得割	6.0%			
法人 市民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	18社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	14社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	196社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	22社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	159社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	40社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	517社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	22社	
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,691社	
		合 計		3,679社	
法人 税割	$\frac{8.4}{100}$				
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	原動機付自転車		(課税台数)		
	ア	第1種原付50cc以下	年額 2,000円	8,313台	
	イ	第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額 2,000円	863台	
	ウ	第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額 2,400円	2,245台	
	エ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額 3,700円	81台	
	軽自動車及び小型特殊自動車				
	ア	2輪のもの	年額 3,600円	1,297台	
	イ	3輪のもの	(新税率)	年額 3,100円	0台
			(重課税率)	年額 4,600円	3台
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 1,000円	0台
			営業用	年額 5,500円	1台
			(新税率)	年額 6,900円	2台
			(重課税率)	年額 8,200円	4台
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 1,800円	0台
			(" 50%軽減)	年額 3,500円	0台
			(" 25%軽減)	年額 5,200円	0台
			自家用	年額 7,200円	11,825台
(新税率)	年額 10,800円	13,316台			
(重課税率)	年額 12,900円	8,058台			
(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 2,700円	0台			
ウ	4輪以上のもの	営業用	年額 3,000円	71台	
		(新税率)	年額 3,800円	82台	
		(重課税率)	年額 4,500円	37台	
		(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 1,000円	0台	
		自家用	年額 4,000円	2,652台	
		(新税率)	年額 5,000円	3,553台	
		(重課税率)	年額 6,000円	4,042台	
		(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 1,300円	0台	
エ	農耕作業用自動車	年額 2,400円	114台		
オ	ポートトレーラー	年額 3,600円	32台		
カ	その他のもの	年額 5,900円	117台		
キ	2輪の小型自動車	年額 6,000円	1,898台		
			計	58,606台	

税目	燃費性能等（自家用乗用車）	税 率
軽自動車税 （環境性能割）	電気自動車、天然ガス軽自動車	非課税
	★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車 ※	非課税
	★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車 ※	1.0 %
	上記以外	2.0 %

※ ★★★★★：2018年排出ガス基準50%低減達成車または2005年排出ガス基準75%以上低減達成車

税 目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
市 た ば こ 税	1,000本につき6,552円	7社
入 湯 税	1人1日について150円	1社
固 定 資 産 税 （償却資産含む）	$\frac{1.4}{100}$	48,999人
都 市 計 画 税	$\frac{0.28}{100}$	36,803人
特 別 土 地 保 有 税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数

市民税

ア 個人

（令和3.7.1現在・単位：人）

区分 \ 年	29	30	令和元	2	3
普 通 徴 収	7,094	6,864	6,815	6,544	6,296
特 別 徴 収（給与）	40,517	41,097	41,534	42,033	42,463
特 別 徴 収（年金）	9,520	9,433	9,429	9,407	9,419
計	57,131	57,394	57,778	57,984	58,178

イ 法人

（令和3.7.1現在・単位：社）

区分 \ 年	29	30	令和元	2	3
法人均等割納税義務者数	3,559	3,636	3,620	3,646	3,679

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

（4.4.1現在）

区分 \ 地目	田	畑	宅 地	池沼	山 林	原野	雑種地	計	
地積	評価総地積 (㎡)	7,498,037	5,777,939	25,373,949	28,285	60,781,947	99,378	4,612,151	104,171,686
	法定免税点以上(㎡)	6,699,222	4,527,927	25,165,821	20,379	58,311,136	86,623	4,494,668	99,305,776
決定 価格	総 額 (千円)	1,278,663	1,109,937	465,217,503	56,222	890,986	2,891	28,667,217	497,223,419
	法定免税点以上(千円)	1,207,220	1,063,318	463,471,114	55,987	855,432	2,326	28,481,524	495,136,921
課 税 標 準 額 (千円)	1,096,004	839,041	191,000,542	39,503	890,986	2,688	19,716,169	213,584,933	
筆数	評 価 総 筆 数	12,411	12,032	117,417	35	8,830	205	10,610	161,540
	法定免税点以上	10,903	8,848	114,647	27	6,888	163	8,835	150,311
単位 当り 価格	平均価格 (円/㎡)	171	192	18,334	1,988	15	29	6,216	—
	最高価格 (円/㎡)	35,417	31,477	74,429	13,363	22	7,739	74,252	—

イ 家屋

(4.4.1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 (B/A)
納 税 義 務 者 (人)		43,638	3,996	39,642	90.84
棟 数	木 造	54,715	4,576	50,139	91.64
	木 造 以 外	19,287	265	19,022	98.63
	計	74,002	4,841	69,161	93.46
床 面 積 (㎡)	木 造	4,804,365	255,798	4,548,567	94.68
	木 造 以 外	4,642,725	5,656	4,637,069	99.88
	計	9,447,090	261,454	9,185,636	97.23
決 定 価 格 (千円)	木 造	100,723,034	348,966	100,374,068	99.65
	木 造 以 外	156,268,432	20,090	156,248,342	99.99
	計	256,991,466	369,056	256,622,410	99.86
単 位 当 価 格 (円/㎡)	木 造	20,965	1,364	22,067	—
	木 造 以 外	33,659	3,552	33,695	—

ウ 償却資産

(4.4.1 現在)

区 分		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳 (千円)	
				課 税 標 準 の 特 例 措 置 の 適 用 を 受 け る も の	左 記 以 外 の も の
市 決 定 が し 価 値 を の	構 築 物	40,173,634	39,644,996	254,053	39,390,943
	機 械 及 び 装 置	122,556,481	119,936,271	996,273	118,939,998
	船 舶	2,759,461	1,425,350	1,334,111	91,239
	車 両 及 び 運 搬 具	744,420	743,803	617	743,186
	工 具 器 具 備 品	13,813,774	13,784,781	3,463	13,781,318
	小 計 (イ)	180,047,770	175,535,201	2,588,517	172,946,684
法 条 第 三 八 九 係	総 務 大 臣	30,610,346	27,949,336		
	県 知 事	57,557	53,489		
	小 計 (ロ)	30,667,903	28,002,825		
合 計 (イ) + (ロ)		210,715,673	203,538,026		

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
29	19,622,272	19,170,546	97.70 %
30	19,151,390	18,742,327	97.86
令和元	19,935,199	19,566,712	98.15
2	19,736,303	19,331,276	97.95
3	19,746,410	19,503,776	98.77

イ 令和3年度税目別収納状況

(単位：千円)

税 目		調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	個 人	5,880,694	5,822,129	99.00 %
	法 人	1,988,164	1,986,274	99.90
	小 計	7,868,858	7,808,403	99.23
固 定 資 産 税		9,365,179	9,220,350	98.45
交 付 金		11,386	11,386	100.00
特 別 土 地 保 有 税		0	0	—
軽 自 動 車 税	種 別 割	433,048	414,112	95.63
	環 境 性 能 割	14,622	14,622	100.00
	小 計	447,670	428,734	95.77
市 た ば こ 税		837,880	837,880	100.00
入 湯 税		521	521	100.00
都 市 計 画 税		1,214,916	1,196,502	98.48
総 計		19,746,410	19,503,776	98.77

6 職 員

(1) 職員数

(4.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	638	404	215			619
上下水道局	68	23	38			61
消防長の事務部局	164	144				144
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	86	36	10	17	10	73
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	6	2				2
合 計	986	630	263	17	10	920

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(4.4.1 現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	次長	課長 主幹、技幹	副課長	係長 主査	主任	上級主事	主事	
職員数	8人	22人	51人	99人	114人	79人	69人	54人	496人
構成比	1.6%	4.4%	10.3%	20.0%	23.0%	15.9%	13.9%	10.9%	100.0%

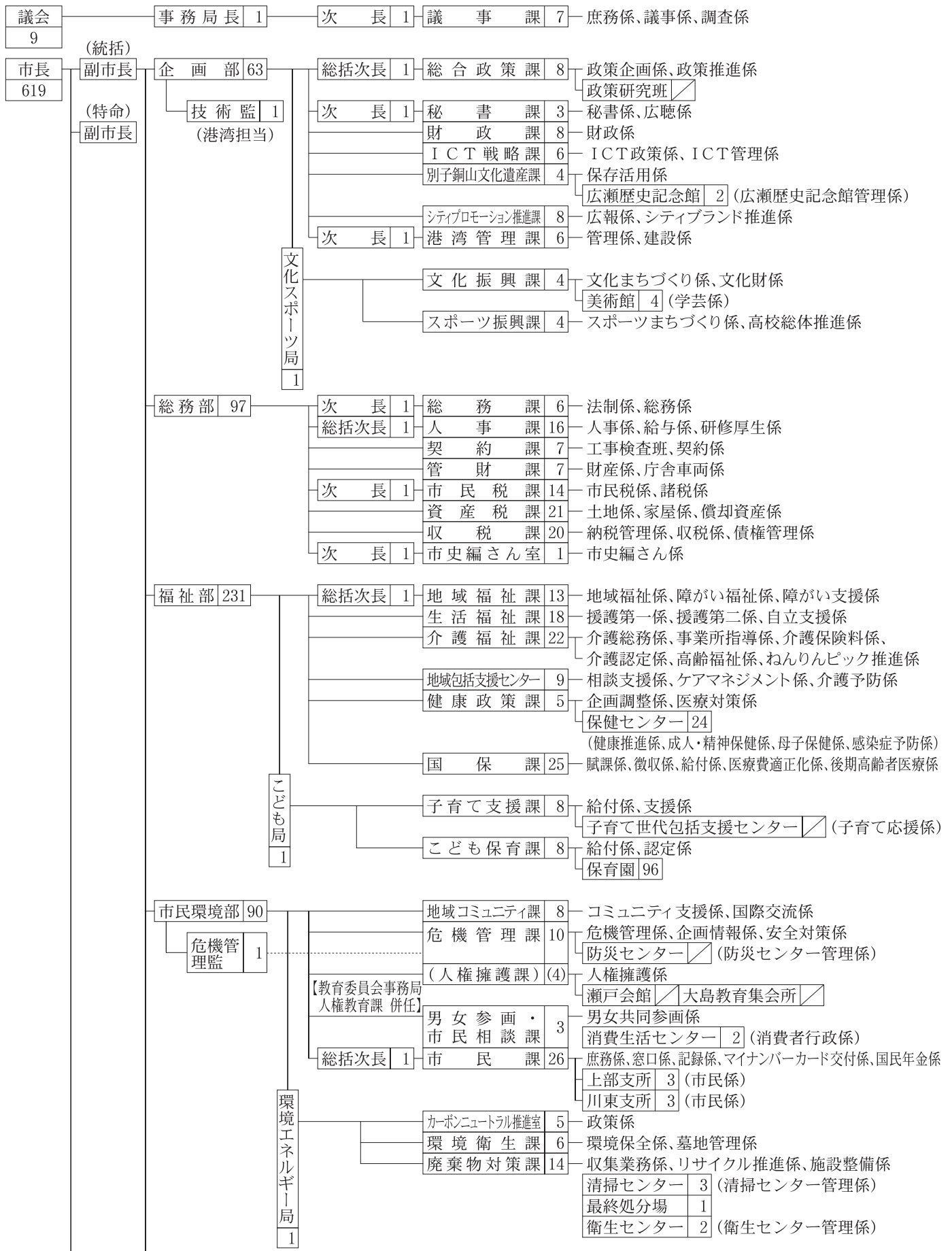
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

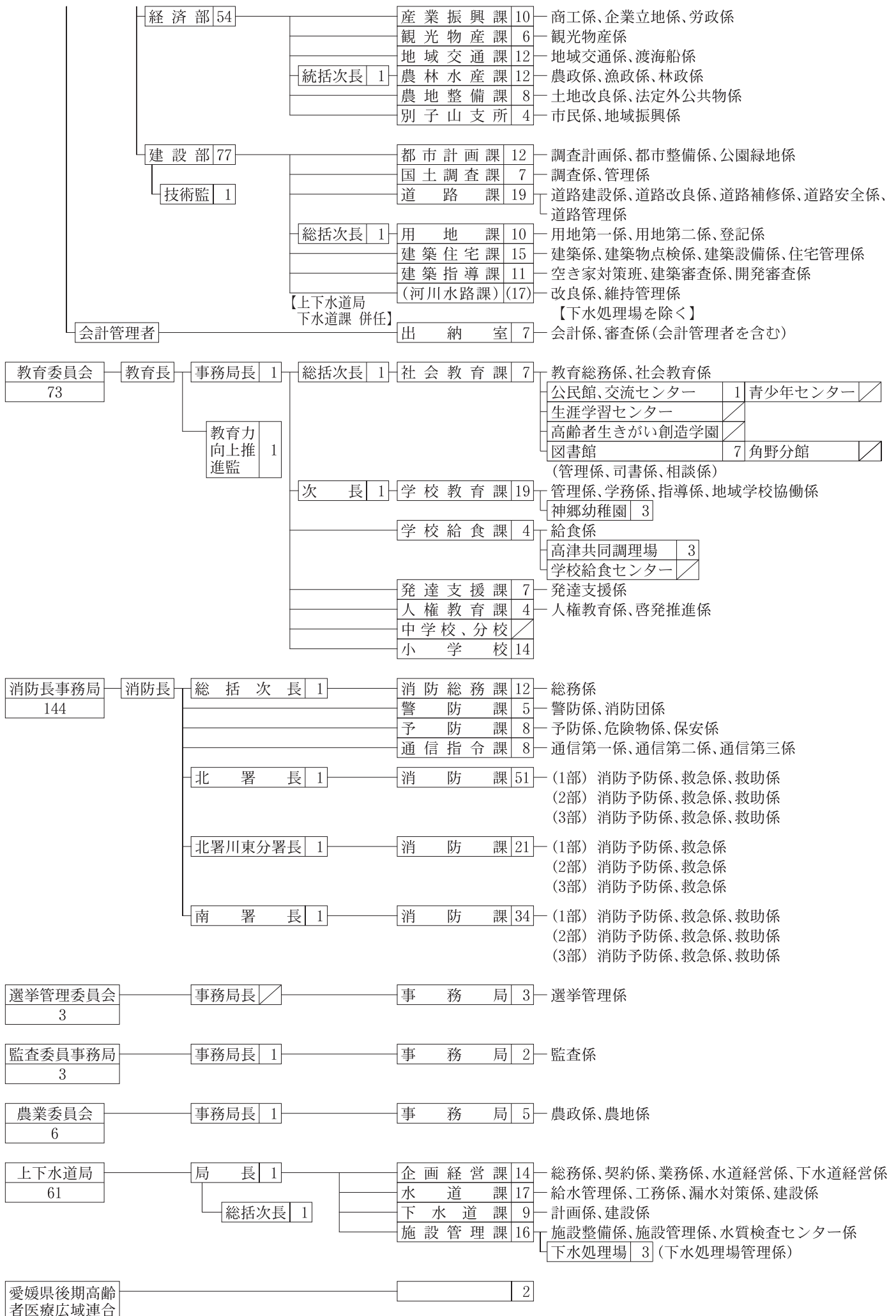
注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数・機構(組織)改革の変遷

(1) 行政機関と職員数

(4.4.1 現在)





(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48.10. 1 電算準備事務局を設置
- 49.10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
- 55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
- 57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57.10. 1 建設部国道対策室の設置
- 58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
- 59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59.10. 1 環境部保健センターの設置
- 60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
- 61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
- 61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
- 62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜市社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
- 63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。
課(室)の所属、名称、所管等の変更
出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉事業協会に委託。
主幹・技幹の決裁権のライン化
- 2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人セン

ター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置

- 3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
- 4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
- 4.10. 1 別子銅山記念図書館の設置
- 5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
- 6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
- 7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
- 8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
- 9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
- 10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
- 11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
- 12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
- 13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置。
- 14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
- 15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に

- 名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更。
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託。
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。防災安全課を市民部に配置替。契約課に工事検査班を設置。福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。男女共同参画課に相談支援係を新設。商工労政課に企業立地係を新設。
26. 4. 1 総合文化施設準備室の施設建設係を廃止し、施設管理係、学芸係を設置。スポーツ文化課の国体準備係を廃止し、企画部に国体推進室を設置。児童福祉課を子育て支援課に、商工労政課を産業振興課に名称変更。保健センターに医療対策係を新設。区画整備課を都市計画課に統合し、駅周辺整備係を設置。スポーツ文化課のスポーツ振興係を競技力向上係に名称変更。
27. 4. 1 企画部に地方創生推進室を設置。国体推進室の競技運営係を廃止し、第一競技係、第二競技係を設置。子育て支援課の子育て支援係、母子児童係を支援係、給付係に名称変更。生活福祉課に自立支援係を新設。地域福祉課に障がい支援係を新設。市民活動推進課を地域コミュニティ課に名称変更。環境保全課の環境保全係、衛生係を廃止し、環境衛生係、墓地管理係を設置。別子山支所の厚生係を廃止し、住民係を市民係に名称変更。社会教育課に地域交流センター、大島交流センターを設置。企画部総合文化施設準備室を廃止し、教育委員会に総合文化施設管理課を設置。水道局工務課に計画係を新設。消防本部予防課に保安係を新設。
28. 4. 1 建設部に国土調査課を設置。建築指導課に空き家対策班を設置。都市計画課の国土調査係、駅周辺整備係を廃止。別子銅山文化遺産課の文化遺産係を廃止し、保存活用係、整備推進係を設置。スポーツ文化課の芸術文化係と埋蔵文化財係を廃止し、文化政策係、生涯スポーツ係を設置。郷土美術館、工業試験場を廃止。端出場温泉保養センターを廃止し、観光交流施設を設置。
29. 4. 1 清掃センターのリサイクル施設管理係を廃止、焼却施設管理係を管理係に名称変更。学校教育課に地域学校協働係を新設。スポーツ文化課を廃止し、スポーツ振興課と文化振興課を設置。文化振興課に文化財係を新設。総合文化施設管理課を廃止。学芸係を文化振興課に移管。図書館に市史編さん準備係を新設。
30. 4. 1 国体推進室を廃止。

- 地方創生推進室を廃止し、地方創生推進課を設置。
債権管理対策室を廃止し、債権管理課を設置。
図書館の市史編さん準備係を廃止し、総務部に市史編さん室を設置。
地域包括支援センターの包括支援係を廃止し、相談支援係、ケアマネジメント係を設置。
保健センターの成人保健係と精神保健係を廃止し、成人・精神保健係を設置。
保健センターに子育て世代包括支援センターを設置、子育て応援係を新設。
下水道管理課に総務係を新設。
農林水産課に鳥獣対策係を新設。
国土調査課に認証係を新設。
31. 4. 1 地域包括支援センターを介護福祉課から分離し、福祉部に設置。
地域コミュニティ課に国際交流係を新設。
環境部に河川水路課を新設。
環境部の公共下水道部門と水道局を再編し、上下水道局を新設。
上下水道局に、水道総務課と下水道管理課を再編し、企業総務課と企業経営課を設置するとともに、水道工務課、水源管理課、下水道建設課を設置。
2. 4. 1 企画部情報政策課をICT戦略課に名称変更し、システム開発係、システム管理係、情報化推進係を廃止しICT政策係、ICT管理係を設置。
別子銅山文化遺産課の保存活用係を保存整備係に、整備推進係を活用推進係に名称変更。
地方創生推進課のブランド戦略推進係を廃止し、総合戦略推進係、シティプロモーション係を設置。
福祉部子育て支援課(保育係、支援係、給付係)を子育て支援課(支援係、給付係)とこども保育課(給付係、認定係)に分課。
市民部と環境部を統合し、市民環境部を設置。
防災安全課を危機管理課に名称変更し、防災センターを設置。防災情報係を廃止し、企画情報係、防災センター管理係を設置。
環境部河川水路課を建設部に移管。
教育委員会に人権教育課を設置。(人権教育係、啓発推進係)
上下水道局下水道建設課の施設管理係を廃止し、汚水施設管理係と雨水施設管理係を設置。
消防本部総務警防課を消防総務課と警防課に分課。
3. 4. 1 総務部総務課の事務管理係を総務係に名称変更。

- 福祉部に健康政策課を設置。(企画調整係、医療対策係)
福祉部東新学園を廃止。
市民環境部地域コミュニティ課の地域交流係をコミュニティ支援係に名称変更。
市民環境部市民課にマイナンバーカード交付係を設置。
経済部運輸観光課(運輸企画係、観光物産係、渡海船係)を観光物産課(企画係、振興係)と地域交通課(運輸企画係、渡海船係)に分課。
経済部別子山支所総務係を廃止し、経済係を産業係に名称変更。
教育委員会スポーツ振興課に高校総体推進係を設置。
消防本部消防総務課に消防団係を設置。
企画部総合政策課に政策研究班を新設。
企画部の秘書広報課と地方創生推進課を再編し、秘書課、シティプロモーション推進課を設置。
企画部別子銅山文化遺産課に教育委員会事務局から広瀬歴史記念館を移管。
企画部に文化スポーツ局を新設し教育委員会事務局から文化振興課、スポーツ振興課を移管。
総務部債権管理課を廃止し、収税課に統合。
福祉部保健センターを健康政策課に統合。
福祉部介護福祉課にねんりんピック推進係を新設。
福祉部にこども局を新設し、子育て支援課、こども保育課を設置。
子育て世代包括支援センターを保健センターから子育て支援課へ移管。
市民環境部男女共同参画課を男女参画・市民相談課に名称変更し、消費生活センターを地域コミュニティ課から男女参画・市民相談課へ移管。
市民環境部の上部支所、川東支所を市民課に統合。
市民環境部に環境エネルギー局を新設し、カーボンニュートラル推進室を設置するとともに、環境保全課とごみ減量課と環境施設課を再編し、環境衛生課、廃棄物対策課を設置。
図書館を社会教育課に統合。王子幼稚園を廃止。
上下水道局の企業総務課と企業経営課を統合し、企画経営課を設置。水道工務課を水道課に名称変更。下水道建設課と水源管理課を再編し、下水道課と施設管理課を設置。
消防総務課の消防団係を警防課へ移管。
川東分署を北消防署川東分署に変更し消防課を設置。
4. 4. 1

8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名	27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用	28.12 改正 29. 7 適用
市 長	955,000	956,000	956,000
副 市 長 (統 括)	779,000	780,000	780,000
副 市 長 (特 命)	682,000	683,000	683,000
監 査 委 員	441,000	442,000	442,000
固 定 資 産 評 価 員	—	—	—
教 育 長	657,000	658,000	658,000
教 育 委 員 会 委 員	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 (非 常 勤)	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 (議 会 選 任)	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	44,200	44,200	41,700
農 業 委 員 会 部 会 長	49,100	49,100	—
選 挙 長	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	9,000	9,000	9,000

注 1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注 2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(4.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
			年	月	歳	月	給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
								年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	10	448,650	35	0	58	7	451,600	37	1	59	10	445,200	36	1	58	0
次長相当職	28	425,021	34	1	57	1	444,900	36	1	58	5	424,900	38	1	56	5
課長相当職	53	402,911	31	7	54	6	410,000	35	1	57	10	400,100	27	1	49	8
主・技幹相当職	27	401,830	32	8	54	7	405,300	27	1	52	3	400,100	30	1	48	10
副課長相当職	148	386,120	28	3	51	0	393,000	37	1	59	10	368,600	19	1	41	11
係長相当職	140	364,416	23	4	45	8	381,000	36	1	58	3	331,500	16	1	38	11
主査相当職	88	360,800	24	8	47	4	381,000	41	1	59	0	316,400	10	1	38	10
主任相当職	134	285,282	11	9	37	0	350,000	26	1	49	0	260,000	9	1	31	3
主事相当職	268	212,258	3	11	30	7	304,200	36	1	56	3	150,600	0	1	18	5
技能労務職	17	311,071	19	6	58	5	381,000	39	1	59	1	369,300	30	1	48	9
教育職	7	424,023	29	11	52	3	433,958	34	1	56	3	401,497	28	1	50	10
計	920	317,255	18	1	42	7										

イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	150,600円
中級（短大卒）	”	163,100円
上級（大学卒）	”	182,200円

ウ ラスパイレス指数

年	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
指数	109.2	108.5	99.9	99.9	100.0	99.6	99.7	99.2	99.5	99.7
	参考値 100.9	参考値 100.3								

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（令和3年度）

(1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	令和3年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。 また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	38人	1日 計6日	前期 消防コミュニティ防災センター アピリティーセンター(株) 高岡智望、白石香里 庁内講師 中期 消防コミュニティ防災センター アピリティーセンター(株) 高岡智望、白石香里 庁内講師 後期 消防防災合同庁舎 災害対策室 愛媛大学 仲道雅輝 庁内講師 産業遺産研修
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。 また、市職員として職務を遂行する上で必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。	29人	計1日	産業遺産研修 新型コロナウイルス感染予防対策のため中止 集合研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 新居浜市社会福祉協議会 川口恵里奈 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。	19人	1日	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	25人	1日	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	11人	1日	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 株式会社 タイワ 近藤智佳 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	17人	2日	消防コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 中村寛
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	28人	1日	消防コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道雅輝
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	20人	1日	消防コミュニティ防災センター 岡山理科大学 秦敬治

(2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
交通法規の遵守に関する職場研修	全職員	人 全職員	日 1	各職場
会計年度任用職員研修	会計年度職員	52	2	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
ゲートキーパー養成講座	(1) 平成29, 30年度 採用職員 (2) 窓口、相談業務職員	71	1 (2班)	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子
OA研修 情報セキュリティコース マイナンバー利用事務・関係事務コース	全職員（4年間に分けて実施）4年目	1,020	—	庁内LAN接続パソコン
社会基盤メンテナンスエキスパート (ME)養成講座	希望職員	1	—	庁内LAN接続パソコン、 現地実習等
特別研修 「自治大学校eラーニング研修」	希望職員	8	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「DX専門研修」	希望職員	17	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「PPP/PFI研修」	希望職員	26	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「オンライン研修」	希望職員	9	—	庁内LAN接続パソコン

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
校区別人権教育市民講座		人 311	日 8月～ 12月	17地区15会場
人権・同和教育指導者養成研修	管理職員（各課所1名） 人権・同和教育主担者	—	1	庁内LAN接続パソコン
人権・同和教育主担者研修	人権・同和教育主担者	31	1	消防コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング（基礎編）	2年目・3年目年職員	64	1	消防コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング（指導者編）	主査、副課長昇任職員	32	1	消防コミュニティ防災センター

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
派遣なし		人 —	日 —	

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
派遣なし		人	日	

(6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市町課長級研修	庁内人選	1人	2日	松山市
民法講座	庁内人選	14	2	オンライン講座
タイムマネジメント講座	庁内人選	1	2	松山市
経営分析基礎講座	庁内人選	1	2	松山市
協働型フィールドワーク講座	庁内人選	1	2	松山市
折衝力・交渉力講座	庁内人選	1	2	松山市
法制執務講座	庁内人選	4	2	オンライン講座
自治体法務検定受検コース	庁内人選	1	1	松山市
問題発見・解決能力向上講座	庁内人選	1	1	オンライン講座
文章力基礎講座	庁内人選	1	2	松山市
アサーティブコミュニケーション講座	庁内人選	1	1	オンライン講座

(7) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
災害復旧実務（オンデマンド研修）	庁内人選	1人	14日	

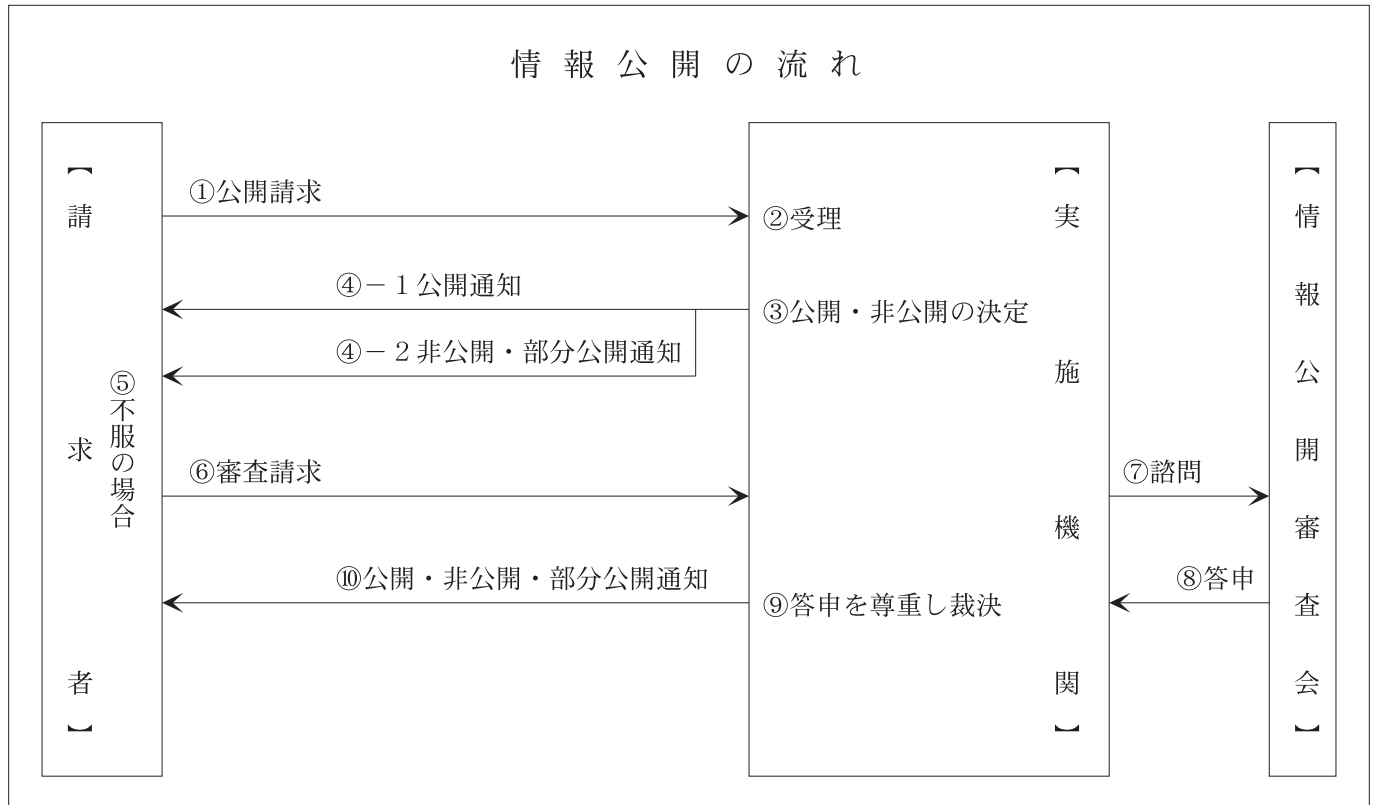
(8) 愛媛県等派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	3人	365日	
その他	庁内人選	4	365	滞納整理機構 後期高齢者医療連合 えひめ地域政策研究センター

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するために、市が保有している行政情報（公文書）を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続



(2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	令和2		3	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	30	12	42	7
部分公開	18	5	17	2
非公開	0	1	1	0
不存	0	1	7	2
合計	48	19	67	11

注：実施機関とは、市長(上下水道局を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市における個人情報の収集、利用、管理等について適正な取扱いを行い、個人の権利利益を保護するとともに、自己情報の開示、訂正及び利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報で特定の個人を識別できる全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

(2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき、出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要
注意情報については、行政事務執行上やむを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

(3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき、緊急かつやむを得ないときなどに限る。

(4) 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求ができる。

(5) 審査請求

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため、学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(6) 個人情報保護制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。令和3年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、609件である。

自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分	年度 実施機関	令和2		3	
		市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示		1	0	2	0
部分開示		4	0	2	6
不開示		0	0	0	0
不存在		0	0	0	0
合計		5	0	4	6

注：実施機関とは、市長(上下水道局を含む)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

12 市史編さん

市史編さんは、後世に新居浜市の歴史を継承するとともに、市民に郷土に対する誇りと愛情を育むための取組とする。

令和3年4月30日に市史編さんの最初の刊行物として『新居浜市の歴史』を刊行した。市史編さん基本方針に基づき、専門員を中心に市史資料の収集及び調査を進めるとともに、コロナ禍の影響等に伴う市史の刊行計画の見直しを行い、当該計画に基づき、市史を刊行する。

また、市民が、歴史に対する理解を深めることができるようにするため、歴史講演会等を開催する。